2　前項の規定の適用がある場合の非居住者の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十五条の六第四項第六号イ中「、剰余金」を「若しくは剰余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第百六十六条中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に改める。

第三編第二章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　修正申告の特例

第百六十六条の二　前編第六章（修正申告の特例）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての修正申告について準用する。

第百六十七条中「前編第六章」を「前編第七章」に改める。

第百六十八条中「前編第七章」を「前編第八章」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「、当該申告書」を「並びに当該申告書」に、「場合には」を「場合には」に、「。以下この章」を「とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項に規定する国外居住親族（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第百九十条第二号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条」に改め、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第百八十七条中「同居特別障害者」の下に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）」を加える。

第百九十条中「第一号に掲げる」を「同号に掲げる」に改め、同条第二号イ中「以下この条において」を「ロにおいて」に改め、同号ハ中「以外の障害者」の下に「（これらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項及び第六項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示がされたこれらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に限る。）」を加え、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」及び「主たる給与等に係る」を削り、「及び控除対象扶養親族」の下に「（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には同条第一項第六号に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には同条第四項及び第六項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加え、「、控除対象扶養親族」を「、その控除対象扶養親族」に改め、同号ニ中「する配偶者」の下に「当該配偶者が第百九十五条の二第二項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた配偶者に限る。）」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第百九十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の控除対象配偶者若しくは第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合には、その旨

第百九十四条第三項中「提出し」を「提出し、」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（次項において「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

5　前項に規定する居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、国外居住親族に係る同条第二号ハに掲げる障害者控除の額、配偶者控除の額又は扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、第一項に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該国外居住親族が当該居住者と生計を一にする事実その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6　前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、同項の国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

第百九十五条第一項中「この条」を「この項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合には、その旨

第百九十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

第百九十五条の二第一項第三号中「見積額」の下に「並びにその者が非居住者である場合にはその旨」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書に同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の配偶者に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

第百九十八条第二項中「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改める。

第二百三条の三第一号ニ中「に控除対象配偶者」の下に「（当該控除対象配偶者が第二百三条の五第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する記載がされた者（ホ及びヘにおいて「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者に限る。）」を加え、同号ホ中「に控除対象扶養親族」の下に「（当該控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には、第二百三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）」を加え、同号ヘ中「うちに障害者」の下に「（当該障害者が国外居住親族である場合には、第二百三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者に限る。）」を、「又はその他の特別障害者」の下に「（これらの同居特別障害者又はその他の特別障害者が国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた同居特別障害者又はその他の特別障害者に限る。）」を加える。

第二百三条の五第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第三号の控除対象配偶者、第四号の控除対象扶養親族又は前号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合には、その旨

第二百三条の五第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。